

# 契約説明書

入札順 2/3 午前

業務名	令和8年度地籍調査(沖浦の一部)業務
業務場所	豊田郡大崎上島町木江・沖浦
入札(予定)年月日	令和8年5月26日(火) 11時00分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
履行期間	自 契約締結の日の翌日 至 令和9年3月26日
特約事項	前金払 : 無 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

# 入札条件

## 1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

## 2 契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

## 3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

## 5 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

## 6 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 業務名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。

- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が（1）から（10）までのいずれかに該当するとき。

## 7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をして失格した者は、再度入札に参加できない。

## 8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
  - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

## 10 業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の届出

業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の職歴を契約締結後14日以内に届け出ること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと

## 12 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

- (1) 提出方法  
書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。
- (2) 提出期限  
原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日の場合又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

国費

負担金

## 令和8年度 業務委託仕様書

業務名 令和8年度 地籍調査 (沖浦の一部) 業務

業務箇所 豊田郡大崎上島町 沖浦

# 大崎上島町

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	設計者

### 業務概要

計画区 20243443101 (沖浦の一部)

調査面積 0.34km<sup>2</sup>

調査工程 G・H 工程

計画区 20253443101 (沖浦の一部)

調査面積 0.17km<sup>2</sup>

調査工程 C・FⅠ・FⅡ-1・FⅡ-2 工程

計画区 20263443101 (沖浦の一部)

調査面積 0.026km<sup>2</sup>

調査工程 E 工程

# 地籍調査業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

(目的及び適用)

第1条 本特記仕様書は、大崎上島町（以下「甲」という。）が国土調査法に基づき実施する地籍測量及び一筆地調査に伴う、次の業務工程の作業方法等について定めるものであり、令和8年度地籍調査（沖浦の一部）業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

- (1) 地籍図根三角測量（C工程）
- (2) 地籍図根多角測量（D工程）
- (3) 一筆地調査（E工程）
- (4) 細部図根測量及び一筆地測量（FⅠ・FⅡ工程）
- (5) 地積測定（G工程）
- (6) 地籍図複製（H工程）

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び業務委託契約書のほか、次の法令等に基づき行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）  
同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達）
- (4) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (5) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (6) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）  
同細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成23年12月27日付け国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (9) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年4月6日付け国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (10) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成17年4月6日付け国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (11) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) その他関係法令及び通達等

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施にあたり、業務着手前に次の書類を、甲に

提出しなければならない。また、その書類を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) その他甲の指示する書類

(主任技術者及び現場代理人)

第4条 乙は、主任技術者及び現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。また、その者を変更したときも同様とする。

2 乙において定める主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士とし、地籍調査業務の各工程並びに認証に精通し、地籍測量及び一筆地調査業務の実務経験を有する者としなければならない。

3 主任技術者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。

(貸与資料)

第5条 本業務を実施する上で必要な資料等(甲以外の第三者が管理する資料等を含む。)は、甲が主任技術者又は現場代理人に貸与するものとする。

2 乙は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

3 貸与資料等の複製品について、乙は、その重要性を認識し、破損・紛失・盗難等の事故のないように管理し取扱い、本業務の完了後、速やかに甲に返却しなければならない。

(秘密厳守)

第6条 乙は、業務上知り得た事項について、第三者に提供、漏洩してはならない。

2 乙は、業務上収集した情報を、甲の許可なく複製及び加工し、外部に持ち出してはならない。

3 個人情報の取り扱いについては、大崎上島町個人情報保護条例の規定によるものとする。

(身分証明書及び土地立入)

第7条 乙は、本業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示しなければならない。

2 乙は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者等にその旨を通知しなければならない。

3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返納しなければならない。

(損害の負担)

第8条 本業務の実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(工程管理)

第9条 乙は、本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づいて、常に適切な管理を行わなければならない。

2 乙は、業務の進捗状況を随時、甲に報告しなければならない。

3 乙は、業務の実施中に、甲から資料の提出を求められた場合は、期日までにこれを作成して提出しなければならない。

(使用機器)

第10条 乙は、本業務に使用する測量機器について、国土地理院の検定機関名簿に登録された検

定機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書（写）を、甲に提出しなければならない。

（安全の確保）

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に十分留意し、作業を実施しなければならない。

- （1）交通及び保安に係る作業については、あらかじめ関係諸官庁等と十分な協議を行い実施すること。
- （2）業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起ささないこと。
- （3）本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故の発生原因、経過及び事故による被害の内容について、速やかに甲に報告すること。

（成果品の検査・納品）

第12条 成果品については、作業完了後に乙において十分な自社点検を行った後、主任技術者立会の上、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査において、甲から修正の指示があった場合には、乙は速やかに修正し、再検査の合格をもって業務の完了とするものとする。

3 作業が終了し、検査に合格した成果品は逐次納品するものとする。

（契約不適合責任）

第13条 納品後、成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を、乙の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第14条 本業務における成果品等は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なしに複製、使用及び流用してはならない。

（疑義の解決）

第15条 本業務において疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、業務を実施するものとする。

## 第2章 業務の概要

(業務概要)

第16条 業務概要は、次のとおりとする。

(1) 計画区 20243443101 (沖浦の一部)

実施区域	大崎上島町 沖浦の一部
実施範囲	別紙区域図のとおり
精度	甲3
調査面積	0.34 km <sup>2</sup>
作業工程	地積測定 (G工程) 地籍図複製 (H工程)
縮尺	1/500
傾斜区分	中傾斜地
視通区分	農Ⅱ
調査前筆数	650筆
一筆平均面積	523 m <sup>2</sup>
筆の形状	不整形地
調査方法	地上法
直線距離	6.0 km

(2) 計画区 20253443101 (沖浦の一部)

実施区域	大崎上島町 沖浦の一部
実施範囲	別紙区域図のとおり
精度	甲3
調査面積	0.17 km <sup>2</sup>
作業工程	地籍図根三角測量 (C工程) 細部図根測量及び一筆地測量 (FⅠ・FⅡ工程)
縮尺	1/500
傾斜区分	中傾斜地
視通区分	農Ⅱ
調査前筆数	645筆
一筆平均面積	264 m <sup>2</sup>
筆の形状	不整形地
調査方法	地上法
直線距離	6.0 km

(3) 計画区 20263443101 (沖浦の一部)

実施区域	大崎上島町 沖浦の一部
実施範囲	別紙区域図のとおり
精度	甲3
調査面積	0.026 km <sup>2</sup>
作業工程	一筆地調査 (E工程)
縮尺	1/500
傾斜区分	中傾斜地
視通区分	農Ⅱ
調査前筆数	146筆
一筆平均面積	178 m <sup>2</sup>
筆の形状	不整形地
調査方法	地上法
直線距離	6.0 km

(貸与)

第17条 本業務を遂行するために、甲は乙に次の資料を貸与するものとする。

- (1) 地籍測量に必要な資料 一式
- (2) 一筆地調査に必要な資料 一式
- (3) 地籍図根三角点等の成果及び点の記 一式
- (4) その他関係資料 一式

### 第3章 地籍測量 (C・D・F I・F II・G 工程)

#### (地籍図根三角測量 C 工程)

第18条 本作業は、次の各号を考慮の上実施するものとし、選点図については甲の承認を得るものとする。

- (1) 調査区域が、与点等の最外周を直線で結んだ内側になるように努めるものとする。
- (2) 網の構成は、基準点を3点以上使用し、やむをえず既設の図根三角点を与点として使用する場合は、甲の承認を得るものとする。また、与点間を務めて直線で結び、地形等の理由でやむを得ない場合でも、極端な迂回又は蛇行する路線は避けるものとする。
- (3) 本作業は、G N S S 測量機及びトータルステーションを用いるものとする。
- (4) 新点の選点、路線及び観測の制限等の細部の内容については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠して実施するものとする。
- (5) 測量標の設置状況写真は、路線単位で整理を行うものとする。

#### (地籍図根多角測量 D 工程)

第19条 本作業の計画は、できる限り多角網を構成するように努め、選点計画網図を作成し、甲の承認を得るものとし、次の各号を考慮の上実施するものとする。

- (1) 多角点の選点は計画網図に基づいて、精度及び後続作業における利用等を考慮し、最も良好な位置に選点するものとする。
- (2) 測点間の距離は努めて等しくなるよう選点するものとし、地形の状況でやむを得ない場合であっても、10m以下の距離は避けるものとする。
- (3) 本作業における観測は、トータルステーションを用いるものとする。
- (4) 観測の方法及び距離測定の方法、観測値の制限等の細部の内容については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠して実施するものとする。

#### (細部図根測量及び一筆地測量 F I・F II 工程)

第20条 本作業は、細部図根測量及び一筆地測量の工程とし、次の各号を考慮の上実施するものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合は、放射法にすることができるものとする。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき、細部図根点配置図を作成するものとする。ただし、地籍図根多角点網図と兼用することができるものとする。
- (3) 観測の制限等の細部の内容については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠して実施するものとする。
- (4) 一筆地測量終了後は、各筆界点の座標値を求めた結果に基づき、地籍図原図を作成するものとする。
- (5) その他作業の制限等については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠して実施するものとする。

#### (地積測定 G 工程)

第21条 本作業は、現地座標法により面積を求めるものとする。

- 2 面積計算簿には、各筆毎に係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺

長と方向角を併せて表示するものとする。

- 3 地籍測定を行った場合には、単位区域を構成する各筆の面積の合計と、当該単位区域の面積が等しくなることを点検しなければならない。

## 第4章 一筆地調査（E工程）

（一筆地調査 E工程）

第22条 本作業は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠して実施するものとする。

2 一筆地調査の工程及び作業内容は、下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容	備考
作業準備	作業進行予定表の作成	
	所有者等名簿の作成	
	説明会（関係者等）の開催	
作業進行予定表の作成	現地調査計画の立案	
単位区域界の調査	単位区域界の調査	
調査図素図等の作成	調査図素図の作成	
	調査図一覧図の作成	
	地籍調査票の作成	
現地調査の通知	立会通知書の作成及び発送	
筆界標示杭等の設置	筆界標示杭の設置依頼	説明会にて依頼
現地調査	筆界杭、筆界基準杭等の設置	
	所有者、地番、地目、筆界の調査	必要に応じて甲同行
	調査図等の作成	
取りまとめ	点検整理	

（説明会の開催）

第23条 一筆地調査を行うにあたり、甲と乙は、土地の所有者（相続人を含む。）及び利害関係人又は、これらの者の代理人等（以下「関係者等」という。）からの信頼を確保し、本作業への理解を得るため説明会を開催し、本作業の円滑な実施に努めるものとする。

2 乙は、関係者等への説明会にあたり、地籍調査の意義、目的、一筆地調査の方法及び期間、境界杭等の設置に関する基本的事項等を記載した資料並びに土地データを基にした、所有者別土地一覧表及び所有者名等記載の図面を作成し、説明会において配付及び説明をし、作業内容の徹底を図るものとする。

（調査図素図等の作成）

第24条 乙は、一筆地調査を行うにあたり、公図転写図及び関係資料を用いて、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。

（現地調査の通知）

第25条 現地調査の通知事務は、乙が行うものとする。ただし、住所不明者の調査については、甲が行うものとする。

2 乙は、現地調査の実施を通知するため、土地の関係者等に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成するものとする。この場合、乙は甲と十分な打合せの上、現地調査に着手する時期を決定し、その日時、場所、関係者等を記入した現地調査立会日程案を作成しなければならない。

3 乙は、立会通知文を立会日の3週間前までに、甲及び関係者等に通知しなければならない。

4 乙は、甲及び関係者等から立会日程の変更要望があったときは、日程調整を行うものとする。

また、立会日程に変更が生じた場合は、その旨を甲に通知しなければならない。

(作業日誌、不調箇所調書等)

第26条 乙は、現地での一筆地調査における立会者氏名、調査状況等について、速やかに作業日誌を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、一筆地調査を行うにあたり、問題点等があった場合は、調査場所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、境界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調箇所調書を作成し、甲に提出しなければならない。

(現地調査)

第27条 現地調査は、乙の主導で行うものとする。

2 甲と乙は、立会日程表を基に、官民、民民の境界について関係者等を立ち合わせ、当該者の同意を得るものとする。

3 乙は、一筆地調査の結果、境界の確認が得られなかったものについては、その経緯を甲に報告し、その後の調査については、甲の指示によるものとする。

なお、筆界未定についての最終判断は、甲が行うものとする。

4 乙は、現地調査の立会経緯を記録するため、地籍調査票に関係者等に署名捺印してもらうものとする。また、地籍調査において同意(承認)を得ることとされている場合には、地籍調査標に必要な事項を記録し、当該同意をした関係者等に署名捺印してもらい、整理するものとする。

(調査図の作成)

第28条 乙は、前条の調査に基づき調査図を作成するものとする。

2 乙は、調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して、調査図を作成しなければならない。

- (1) 分割があったものとして調査するとき。
- (2) 合併(一部合併を含む)があったものとして調査するとき。
- (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を、発見したとき。
- (4) 滅失(一部滅失を含む)又は不所在地があったとき。
- (5) 地番を変更するとき。
- (6) 住所、氏名の変更があったものとして調査するとき。
- (7) 地目の変更があったものとして調査するとき。

(取りまとめ)

第29条 乙は、調査図及び地籍調査票を基に、最終の照合作業を行うものとする。

## 第5章 地籍図複製（H工程）

（地籍図複製 H工程）

第30条 本作業は、地籍図複図の作成を行うものとする。

2 地籍図複図は、次に掲げる各号に従って複製しなければならない。

- （1）地籍図と同一縮尺であること。
- （2）ひずみがなく、かつ、鮮明であること。
- （3）十分な耐久性が保証されること。

## 第6章 成果品

(成果品)

第31条 本業務による納入成果品は下記のとおりとし、成果品の様式等は、地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例によるものとする。

作業工程	記録及び成果
地籍図根三角測量 C工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準点等成果簿写</li> <li>② 地籍図根三角點選点手簿</li> <li>③ 地籍図根三角點選点図</li> <li>④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿</li> <li>⑤ 地籍図根三角点網図</li> <li>⑥ 地籍図根三角点成果簿</li> <li>⑦ 精度管理表</li> <li>⑧ 測量標の設置状況写真</li> </ul>
地籍図根多角測量 D工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地籍図根多角點選点図</li> <li>② 地籍図根多角測量観測計算諸簿</li> <li>③ 地籍図根多角点網図</li> <li>④ 地籍図根多角点成果簿</li> <li>⑤ 精度管理表</li> <li>⑥ 測量標の設置状況写真</li> </ul>
一筆地調査 E工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地籍調査図</li> <li>② 地籍調査図一覧図</li> <li>③ 地籍調査票綴</li> <li>④ 作業日誌</li> <li>⑤ その他甲が指示するもの</li> </ul>
細部図根測量及び一筆地測量 F I, F II工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 細部図根測量観測計算諸簿</li> <li>② 細部図根点配置図</li> <li>③ 細部図根点成果簿</li> <li>④ 一筆地測量観測計算諸簿</li> <li>⑤ 筆界点成果簿</li> <li>⑥ 筆界点番号図</li> <li>⑦ 精度管理表</li> <li>⑧ 地籍図原図</li> <li>⑨ 地籍図一覧図</li> </ul>
地積測定 G工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地積測定計算諸簿</li> <li>② 地積測定成果簿</li> <li>③ 精度管理表</li> </ul>
地籍図複製 H工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地籍図複図 (2部)</li> </ul>

2 地籍調査成果の電子納品については、甲と協議の上実施するものとし、地籍調査成果電子納品要領及び地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。

3 乙は、成果品とする記録媒体のウイルスチェックを行い、納品するものとする。

なお、記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

(特記事項)

第32条 特記事項として、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 一筆地測量において、筆界点番号図に記載した境界標が不明の場合は、境界標を復元すること。
- (2) 本業務における、一筆地調査実施計画区の調査最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）は、関係者等への立会状況等の説明が必要であるため、現地立会を把握した現場担当者が出席すること。

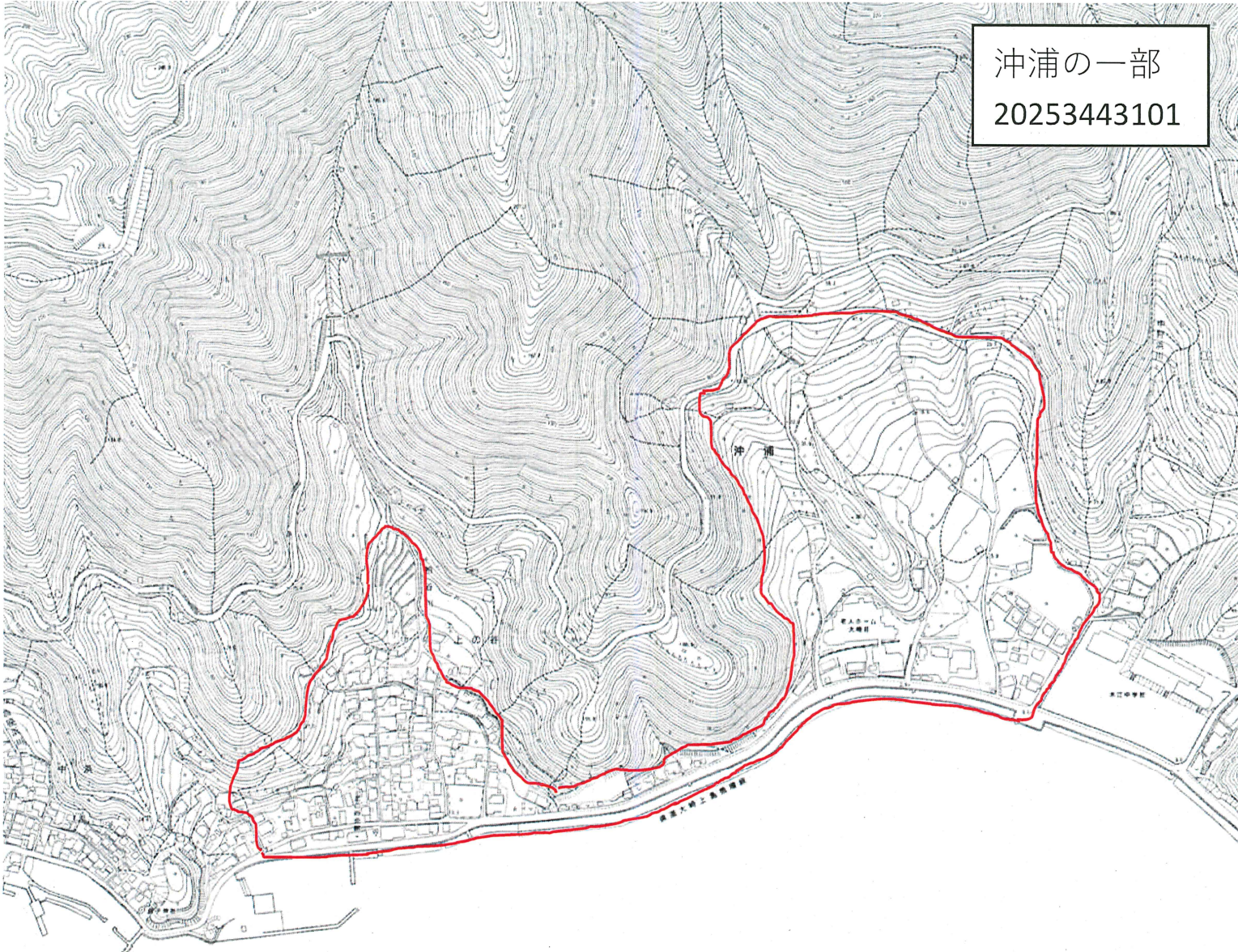


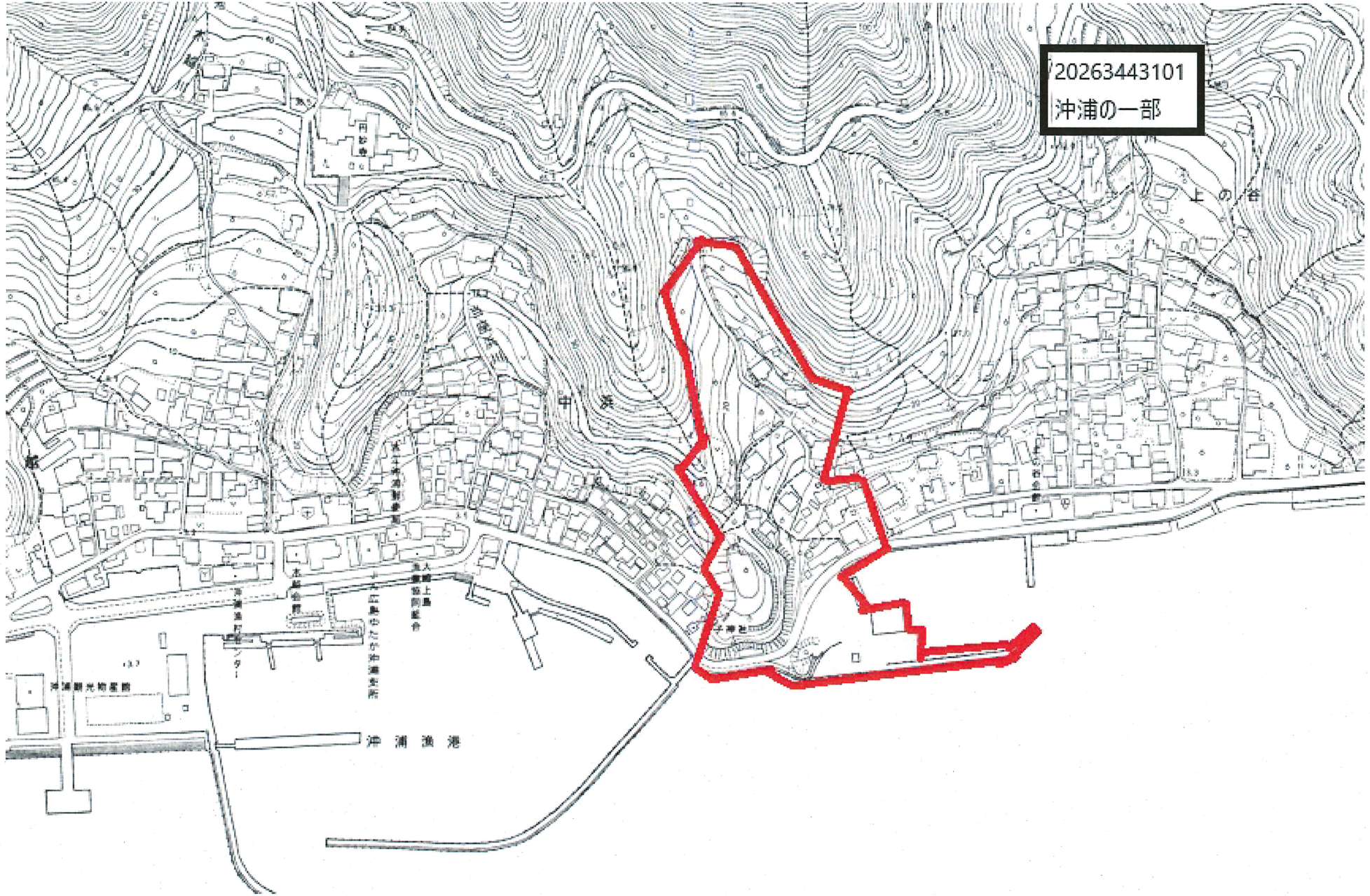
沖浦の一部  
20243443101

1:50,000

沖浦の一部

20253443101





20263443101  
沖浦の一部

泉源 集

大 上

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

同 会

地籍調査事業費算定簿（D）「2026年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計画区 の 名称		調査事業名 委託形態	調査面積 (Km <sup>2</sup> )	換算面積 (Km <sup>2</sup> )	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項
	コード					委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費		
①	20243443101	沖浦の一部	地籍調査事業一般（外注）	0.340	0.07								
②	20253443101	沖浦の一部	地籍調査事業一般（外注）	0.170	0.10								
③	20263443101	沖浦の一部	地籍調査事業一般（外注）	0.026	0.003								
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
<b>各地区の総合計</b>				0.536	0.17	※1						※3	

「諸経費率」：小数第3位（小数点第4位四捨五入）	※2						左の計 円
諸経費（直接経費（※1）×諸経費率）							
直接経費（※1）＋諸経費（※2）＋成果検定費（※3）（1万円未満切捨）							
「消費税+地方消費税」：小数第3位 *直営工程（①借金等②報償費）除く*		0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	
消費税相当額							
「附帯経費率」：小数第3位		0.030	0.100	0.030	0.030	0.030	
附 帯 経 費（税抜）（直接経費（※1）＋諸経費（※2））							
附帯経費税抜き（1万円未満切捨）							
「消費税+地方消費税」：少数第3位		0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	
消費税相当額							
直接経費（成果検定費含む）＋附帯経費							
地 籍 調 査 費（委託+直営）							

事業費の負担区分		
国	5 10	円
都道 府県	2.5 10	円
市町 村等	2.5 10	円

事業量	
地籍調査	Km <sup>2</sup>
	0.17
地籍集成図	Km <sup>2</sup>
当該年度数値情報化	Km <sup>2</sup>
過年度数値情報化	Km <sup>2</sup>

自動計算諸経費率(%)

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2026年度

消費税 10%

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	事業の種類						都道府県名	市区町村名
							地籍調査事業一般 (外注)						広島県	大崎上島町
20243443101	沖浦の一部	0.340 Km <sup>2</sup>	調査前(E,H)	筆 650	m <sup>2</sup> 523	精度	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	(周長) <sup>2</sup> /面積:周長 = 4.3 I 54 倍	
		甲1					甲2	甲3	乙1	乙2	乙3	筆の形状 整形 不整形		
		計画区着手 年度	調査後(F,G)	筆 455	m <sup>2</sup> 747	傾斜条件	平坦	緩傾	中傾	急1	急2	急峻	計画区から距離	
		2024年度					農I	農II	山II	山I	市I	市II		

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精度 ε	谷地田 γ	速乗計	工程実施 面積 (Km <sup>2</sup> )	変化率	基準金額(円) (1Km <sup>2</sup> 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特記事項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程				
C																
D																
F I																
F II-1																
F II-2																
G			0.91				0.91	0.340	0.31				0.11	0.04		
E	E															
	E 1															
	E 2															
	図面等調査 材料費															
H	H 1		1.37				1.37	0.340	0.47				0.03	0.01		
	H 3		1.37				1.37	0.340	0.47				0.03	0.01		
	H 2												0.03	0.01		
	複回費							(注)					0.03	0.01		
現況																
復元																
委託工程	旅費															
	使用料及び賃借料															
	打合せ費															主任技師1.5、技師1、技師補0.5
	電子成果品作成費															
	その他作業工程															
	諸経費 上段: 本 下段: 金額															
	成果検定費 ※直接経費+諸経費 +成果検定費 消費税相当額															
直営工程	賃金等															
	報償費															
	使用料及び賃借料															
	精度管理費															
	備品費															
	需用費 (材料費)															E工程:0、H工程:0
	需用費 (消耗品費等)															E工程:0、H工程:0
	旅費															
安全費																
(計画区合計)											円	円	換算面積	0.07 Km <sup>2</sup>		

## G工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

地区コード	20243443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	1.30	0.00	1.30	人			
測量技師補	0.50	0.00	0.50	人			
測量助手	0.90	0.00	0.90	人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	CD-R		1	枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	2.10	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 精度管理費		数量		単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数	0.07				
(小 計)						⑧

5. 工程別基準額		金額	備考
工程別基準額	(合計) ①+④+⑦+⑧		





地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2026年度

消費税 10%

											事業の種類						都道府県名	市区町村名
											地籍調査事業一般 (外注)						広島県	大崎上島町
計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) <sup>2</sup> /面積 : 周長 = 3.2 I 60 倍			
							甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形				
20253443101	沖浦の一部	0.170 Km <sup>2</sup>	調査前 (E, H)	筆 645	m <sup>2</sup> 264	精度	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻			計画区から距離			
		計画区着手 年度	調査後 (F, G)	筆 451	m <sup>2</sup> 377	傾斜条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II				
		2025年度				視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II				
工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精度 ε	谷地田 γ	速乗計	工程実施 面積 (Km <sup>2</sup> )	変化率	基準金額 (円) (1Km <sup>2</sup> 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特記事項 (特記係数事の内容)		
C	1.35					1.05	1.4175	0.170	0.24				0.05	0.01		スチック法		
D																		
F I	1.35	1.25	1.14	1.00	1.10		2.116125	0.170	0.36				0.20	0.03		TS法		
F II-1	1.35	1.32	1.23	1.00	1.10		2.411046	0.170	0.41				0.27	0.05		TS法		
F II-2			1.23				1.23	0.170	0.21				0.03	0.01				
G																		
E	E																	
	E 1																	
	E 2																	
	図面等調査 材料費																	
H	H 1																	
	H 3																	
	H 2																	
	複回費							(注)										
現況																		
復元																		
委託 工程	旅費																	
	使用料及び賃借料																	
	打合せ費																	
	電子成果品作成費																	
	その他作業工程																	
	諸経費 上段 : 本 下段 : 金額																	
	成果検定費 ※直接経費・諸経費 +成果検定費 消費税相当額																	
直営 工程	賃金等																	
	報償費																	
	使用料及び賃借料																	
	精度管理費																	
	備品費																	
	需用費 (材料費)															E工程:0、H工程:0		
	需用費 (消耗品費等)															E工程:0、H工程:0		
	旅費																	
安全費																		
( 計 画 区 合 計 )											円	円	換算面積	0.10 Km <sup>2</sup>				

# C工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

(電子基準点を与点とした場合)

地区コード	20253443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/250, 1/500
標準作業量	新点 4点
観測手法	スタティック法

1. 直接人件費		内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師		0.7	0.0	0.7	人			
測量技師		1.2	4.7	5.9	人			
測量技師補		1.8	6.1	7.9	人			
測量助手		1.6	0.0	1.6	人			
測量補助員		0.0	8.4	8.4	人			
(小計)								①

2. 需用費(材料費)		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭		9×9×70cm	4	本			
(計)								②
雑品費	所用材料費の(計)			0.5	%			③
(小計)								④=②+③

3. 機械経費		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	GNSS測量機	2級		2.1	台日			
	GNSS解析用計算機			0.7	台日			
(計)								⑤
雑器具費	①+④+⑤			0.5	%			⑥
(小計)								⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)	5.0	%			
(小計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	2.5	%			
(小計)						⑨

6. 精度管理費		数量	単位	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数	0.09				
(小計)						⑩

7. 工程別基準額		金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)		

8. 成果検定費		金額	備考
成果検定費			

# F I 工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

(D工程省略)

地区コード	20253443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/500
標準作業量	396点(細部図根点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師	3.6	0.0	3.6	人			
測量技師	7.1	7.9	15.0	人			
測量技師補	6.9	15.3	22.2	人			
測量助手	4.0	30.1	34.1	人			
測量補助員	0.0	14.8	14.8	人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	4.5×4.5×45cm	0	本			
(多角点)							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	9.8	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	10.7	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		5.0	%	
(小 計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		2.5	%	
(小 計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数		0.07	
(小 計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

## FⅡ-1工程 工程基準額(円/㎢)

地区コード	20253443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	6.9	0.8	7.7	人			
測量技師補	10.3	51.3	61.6	人			
測量助手	5.1	51.3	56.4	人			
測量補助員	0.0	51.3	51.3	人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	51.3	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	20.4	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)	5.0	%		
(小計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	2.5	%		
(小計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数	0.07		
(小計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

## F II -2工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

地区コード	20253443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/500

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	5.3	0.0	5.3	人			
測量技師補	5.6	0.0	5.6	人			
測量助手	12.9	0.0	12.9	人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm	72	枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ		3.10	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	24.80	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦)	

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2026年度

消費税 10%

事業の種類						都道府県名	市区町村名
地籍調査事業一般 (外注)						広島県	大崎上島町
						(周長) <sup>2</sup> /面積: 周長 = 1	
						38倍	
						計画区から距離	
						6.0 km: 区分 I (4km以上~8km未満)	

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状			
20263443101	沖浦の一部	0.026 Km <sup>2</sup>	調査前(E,H)	筆	m <sup>2</sup>	精度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形		0
		計画区着手 年度		146	178	傾斜条件	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻				
		2026年度	調査後(F,G)	筆	m <sup>2</sup>	102	255	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II		大 I

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精度 ε	谷地田 γ	速乗計	工程実施 面積 (Km <sup>2</sup> )	変化率	基準金額(円) (1Km <sup>2</sup> 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特記事項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程				
C																
D																
F I																
F II-1																
F II-2																
G																
E	E	1.45		3.80	1.00			5.51	0.026	0.14				0.09	0.00234	
	E 1															
	E 2															
	図面等調査 材料費															
H	H 1															
	H 3															
	H 2															
	複回費								(注)							
現況																
復元																
委託 工程	旅費															
	使用料及び賃借料															
	打合せ費															主任技師1.5、技師1、技師補0.5
	電子成果品作成費															
	その他作業工程															
	諸経費 上段: 本 下段: 金額															
直営 工程	成果検定費															
	※直接経費+諸経費 +成果検定費 消費税相当額															
	賃金等															
	報償費															
	使用料及び賃借料															
	精度管理費															
	備品費															
	需用費 (材料費)															E工程:0、H工程:0
需用費 (消耗品費等)															E工程:0、H工程:0	
旅費																
安全費																
( 計 画 区 合 計 )											円	円	換算面積	0.00 Km <sup>2</sup>	0.00234	

## E工程 工程基準額(円/㎥)

調査地域(農地・林地)  
 無し:関連資料整理  
 無し:住所不明所有者等の調査結果の整理  
 無し:市町村境界調査  
 無し:代位登記の申請

地区コード	20263443101
地区名	沖浦の一部
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考	
測量主任技師	4.0	2.5	6.5	人				
測量技師	16.4	48.1	64.5	人				
測量技師補	16.4	48.1	64.5	人				
測量助手	44.3	100.3	144.6	人				
測量補助員	0.0	11.6	11.6	人				
(小計)								①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考	
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm	7700.0	本				
	アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm	7700.0	枚				
(計)								②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③	
(小計)								④=②+③

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④)		3.0	%	
(小計)					⑤

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④)×安全費率		2.5	%	
(小計)					⑥

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)①+⑤+⑥	

※上記2、需用費(材料費)は、需用費(消耗品費等)及び安全費を算出するための費用で、工程別基準額には含めません。  
 算定簿AのE工程の材料費は、下記の内容で、基準額とは別に出力されます。

### 筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm	279.0	本			
	アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm	279.0	枚			
(計)							
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			
材料費合計							